

裁判所									
年号	出生地	現住所	本籍						
月									
日									
事									
項									
序									
名									
四	三	平成二	六〇	一〇	三一	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	氏名	なかむらまこと
七	四	四	六一	三	二五	京都大学法学部卒業		旧氏名	昭和三十六年九月十二日
一五	一二	一	六三	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所		なかむらまこと
最高裁判所事務総局人事局付を免ずる	東京簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	年月日の 出生日	昭和三十六年九月十二日
最高裁判所事務総局人事局付を免ずる	東京簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	年月日の 出生日	昭和三十六年九月十二日
最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	内閣	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	年月日の 出生日	昭和三十六年九月十二日

2丁								裁判所	
年号	月日	項	序名						
平成五 八	平成五 八	六	平成五 月	判事補の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所			
四	平成五 一	五	平成五 二	外務事務官（条約局）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	外務省	法務省		
一	平成五 一	二六	平成五 二六	外務事務官（国際平和協力室に併任する）に転任させ る（併任の期間は平成七年四月三十日までとする）	総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任する る（併任の期間は平成七年四月三十日までとする）	外務省	法務省		
				二等書記官を命ずる	二等書記官を命ずる				
				総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任す る（併任の期間は平成七年四月三十日までとする）	総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任す る（併任の期間は平成七年四月三十日までとする）				
				東京出発	東京出発				
				ニュー・ヨーク着任	ニュー・ヨーク着任				
				一等書記官を命ずる	一等書記官を命ずる				

												裁判所					
												年号		月		日	
3丁												平成九	平成九	年号	月	日	事項
			一一														
五		四			〃				〃	〃	〃	五	四	年号	月	日	事項
二七		一			一九				〃	一六	一五	一一	一〇	一	ニュー・ヨーク出発	帰朝（東京）	帰朝を命ずる
判事に任命する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	大阪地方裁判所判事補に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	東京簡易裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する						外務省
内閣	〃			〃		最高裁判所				内閣	〃						中村慎

4丁		裁判所		年号	月	日	事項	中村慎
平成一二	二七	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所					
八	一	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く						
八	一一	最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる						
八	一一	兼ねて最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる						
八	一五	最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる						
七	一九	最高裁判所事務総局総務局第三課長の兼務を命ずる						
四	二一	最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる						
一〇	一	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる						
東京簡易裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる						
東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局第一課長を免ずる						
最高裁判所	内閣	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる						

裁判所										年号	月	日	項	中村慎
平成二二	平成二三	平成二四	平成二五	平成二六	平成二七	平成二八	平成二九	平成二一〇	平成二一一					
裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる
二六	二七	二八	二九	二一〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇
九	一〇	一	九	一	一二	一二	一二	一二	二四	二四	二七	二七	二七	一〇
三	一〇	一	二〇	一	一	八	九	九	二六	二六	五	五	二六	二六
最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を命ずる	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる
最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

5丁

6丁		裁判所					年号		月		日		項		中村慎	
平成二六	一一	一	最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を免ずる		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
二七	一〇	一〇	法制審議会幹事に任命する		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
二九	一〇	一〇	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
三〇	九	一〇	水戸地方裁判所判事に補する		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
四	一〇	一〇	最高裁判所事務総長に任命する		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
六	二	二	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
二四	一	一	検察官特別任用分科会に所属させる		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
東京高等裁判所長官に任命する	一	一	高等裁判所長官に任命する		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
法制審議会委員に任命する	一	一	東京高等裁判所長官に補する		最高裁判所	法務省	最高裁判所	中村慎								
法務省	最高裁判所	内閣	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	最高裁判所	中村慎								

